

防人計第356号  
19. 1. 9  
改正：防人計第4888号  
19. 8. 31  
改正：防官文(事)第18号  
27. 10. 1

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備本部長  
防衛施設庁長官

## 事務次官

### 叙位及び叙勲の取扱いについて（通達）

防衛省職員（以下「職員」という。）及び職員であった者（以下「退職者」という。）の叙位及び叙勲の上申については、下記の要領により行うこととされたので、事務取扱いについて遺漏のないよう措置されたい。

なお、叙位および叙勲の取扱いについて（防人1第3153号。41. 8. 9）は廃止する。

## 記

### 第1 叙位の上申を行う場合及びその基準について

1 叙位の上申は、次に掲げる場合に行うものとする。ただし、栄典を授与されるにふさわしくないと認められる事由がある場合を除く。

- (1) 行政職俸給表（一）5級又はこれに相当する官職以上の官職にある者（死亡に際し、昇任した者を含む。）が在官在職中又は退職後死亡した場合
- (2) 行政職俸給表（一）4級以下の官職又はこれに相当する官職にある者が35

年以上勤務して、在官在職中又は退職後死亡した場合

(3) 3等陸尉、3等海尉及び3等空尉以上の階級にある者（死亡に際し、昇任した者を含む。）が、在官在職中又は退職後死亡した場合

(4) 准陸尉、准海尉及び准空尉の階級にある者が20年以上勤務して、在官在職中又は退職後死亡した場合

2 叙位の基準は、別に示す。

なお、前記1(1)又は(3)に掲げる場合であって、次の要件に該当する場合は、特旨叙位として一位階上位のものとする。

(1) 行政職俸給表(一)5級又はこれに相当する官職以上の官職に10年以上勤務して、在官在職中あるいは退職後死亡した場合

(2) 3等陸佐、3等海佐及び3等空佐以上の階級にある者が3等陸尉、3等海尉及び3等空尉以上の階級に10年以上勤務して、在官在職中あるいは退職後死亡した場合

第2 叙勲の上申を行う場合及びその基準について

1 叙勲の上申は、次に掲げる場合に行うものとする。ただし、栄典を授与されるにふさわしくないと認められる事由がある場合を除く。

(1) 行政職俸給表(一)1級以上又はこれに相当する職務の級及び曹長以上の階級にそれぞれ一定年数以上勤務して、その成績顕著である者が在官在職中死亡し、又は退職後死亡した場合

(2) 職員が任務遂行中、公務に起因して死亡した場合で、その功績顕著であるとき。

(3) 職員が風水害、震火災等の非常災害に際し、挺身救難、防災復旧等に尽力し、功績顕著である場合

(4) 職員又は退職者が内閣府賞勲局から示される春秋叙勲及び危険業務従事者叙勲基準に該当する場合

2 叙勲の基準は、別に示す。

第3 上申手続等について

1 上申手続

(1) 叙位又は叙勲の上申を行う場合には、大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官（以下「官房長等」という。）は、後記2の書類を添えて防衛大臣に上申するものとする。

(2) 職員又は退職者が死亡した場合における叙位又は叙勲に係る防衛大臣への上申は、死亡日を含めて20日以内に行うよう留意するものとする。

(3) 退職者の叙位又は叙勲の上申につき、その遺族等より申出があった場合は、部隊又は機関の長は、それぞれ官房長等に上申又は通報するものとする。

## 2 上申書類

(1) 叙位の上申を行う場合は、次の書類を正副2通作成するものとする。

- ア 功績調書（様式第1）
- イ 履歴書（様式第2）
- ウ 刑罰等調書（様式第3）
- エ 除籍抄本

オ 叙位審査票（様式第4）

(2) 叙勲の上申を行う場合は、次の書類を正副2通作成するものとする。

- ア 功績調書（様式第1）
- イ 履歴書（様式第2）
- ウ 刑罰等調書（様式第3）
- エ 戸籍抄本
- オ 除籍抄本（死亡叙勲の上申を行う場合）
- カ 勲章審査票（様式第5）

功 績 調 書

所属  
階級 氏 名  
生 年 月 日

記載上の注意

- 1 当該人の主要経歴を準じ記述し、その間における事績を記述すること。
- 2 殉職等の場合は、特にその状況を詳細に記述すること。

## 履 歴 書

位 勲 学 位		ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日		旧 氏 名	
本 籍 地			
現 住 所			
年 月 日	履 歴 事 項	官 公 庁	

刑罰等調書

氏 名  
生 年 月 日

1 刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）

2 破産宣告又は破産手続開始決定の有無

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

市町村長 氏 名 印



